

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

- 本制度は全国一律の制度で、支給には「基本給付」と「追加給付」があります。
- このお知らせは「基本給付」対象者②、③に該当すると思われる方に送付しています。（給付金には審査がありますので、必ずしも給付金の対象になるとは限りません。）

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

- 給付金の対象となる方（以下、①～③のいずれかに該当する方）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方※3
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります

- 給付額

1回に限り 1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

- 給付金の対象となる方

上記、**基本給付金対象の①または②に該当する方**のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

- 基本給付金対象者③に該当する方は、対象外です。
- 生活保護を受給されている方は、対象外です。

- 給付額

1回に限り 1世帯**5万円**

給付金の支給手続き

基本給付・追加給付ともに申請が必要です

▶ 申請受付期間

令和2年8月24日～令和3年2月28日まで（土日祝日を除く）
※消印有効

▶ 申請方法

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が対象です（一定の障害がある児童は20歳未満）。
- ・申請者の所得だけでなく、同じ住所に住んでいる3親等以内の血族の所得も児童扶養手当の所得制限限度額以内でないと対象となりません。
- ・「基本給付」「追加給付」、また、ご家庭の状況等によって申請に必要な書類が異なります。
- ・市のホームページから「ひとり親世帯臨時特別給付金」で検索（下記URLまたは二次元バーコード参照）して、申請に必要な書類等を確認してください。

https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/tetsuzuki/jidofuyou_hitorioya.htm



- ・申請書等をダウンロードし、ご記入の上、必要添付書類と一緒に郵送、または「沼津市こども家庭課」窓口へ提出してください。
- ※印刷が困難な方は、「沼津市こども家庭課」までご連絡ください。

▶ 支給方法

- ・内容を審査し、完了した方から順次、指定口座に振り込みます。

申請書等郵送先

〒410-8601

沼津市御幸町16番1号

沼津市役所 こども家庭課 こども手当係

電話：055（934）4827（平日8:30～17:15）

● 制度全体に関するお問い合わせ

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）